

鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月12日（火）第55号の2

発行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編集 総務部学事法制課
定例発行日（毎週火、金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

選挙管理委員会告示

- 平成31年4月7日執行の鹿児島県議会議員選挙（大島郡区）に係る当選の効力に関する異議の申出に対する決定（選挙管理委員会取扱い） 1

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第30号

平成31年4月7日執行の鹿児島県議会議員選挙（大島郡区）に係る当選の効力に関し大島郡伊仙町大字伊仙3314番地上木勲外2名から提出された異議の申出について、当委員会は次のとおり決定した。

令和元年11月12日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成
書 定

決

大島郡伊仙町大字伊仙3314番地
異議申出人 上木 勲
大島郡徳之島町亀津3177番地4
異議申出人 福 鋭山
大島郡天城町大字岡前1601番地
異議申出人 池上 禮一郎

異議申出人ら（以下「申出人ら」という。）から平成31年4月17日異議申出書をもって提起された、平成31年4月7日執行の鹿児島県議会議員選挙（大島郡区）（以下「本件選挙」という。）の当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議の申出」という。）について、鹿児島県選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は次のとおり決定する。

主 文

申出人らの本件異議の申出をいずれも棄却する。

異 議 の 申 出 の 趣 旨 及 び 理 由

1 異議の申出の趣旨

申出人らの本件異議の申出の趣旨とするところは、本件選挙における当選人禧久伸一郎（以下「当選人」という。）の当選が無効であるということにある。

2 異議の申出の理由

当選人の住民票上の住所及び本件選挙の候補者届出書に記載された住所は、大島郡徳之島町亀津7548番地（以下「徳之島町の住所」という。）であるが、当選人は鹿児島市内に居住している。

当選人は、鹿児島市内に居住しながら、大島郡区（大和村、宇検村、瀬戸内町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町及び与論町の区域をいう。以下同じ。）から立候補したことは違法であり、当選無効とすべきである。

決 定 の 理 由

当委員会は、本件異議の申出を適法と認めて受理し、徳之島町選挙管理委員会（以下「町委員会」という。）から意見書を徴し、利害関係人である当選人を参加人として審理に参加させ、

異議申出人上木勲その他関係者に職権による質問を行った。

また、徳之島町の住所及び当選人の妻（以下「妻」という。）の住所である鹿児島市（以下「鹿児島市の住所」という。）について検証を行い、各種書類を精査し、併せて町委員会委員長、当選人その他関係者に証言を求め、慎重に審理を行った。

第1 当委員会が認定した事実

当選人が提出した証拠書類、町委員会が提出した意見書、当委員会が職権で行った質問及び収集した証拠書類、当委員会が行った徳之島町の住所及び鹿児島市の住所の検証結果並びに関係者への証人尋問の結果、以下の事実が認められる。

1 申出人らは、いずれも本件選挙の選挙人である。

2 当選人の徳之島町の住所での生活状況等

徳之島町の住所においては、以下の点を確認した。

(1) 住民登録

当選人は、平成28年8月22日から徳之島町の住所に住民登録をしている。

(2) 建物の権利関係

徳之島町の住所にある建物（以下「徳之島町の建物」という。）については、徳之島町の建物の所有者から、任意団体である徳之島町建設業有志会（以下「有志会」という。）が賃借しており、有志会の会員1名が徳之島町の建物の管理人（以下「管理人」という。）を務めている。

当選人は徳之島町を訪れた際には、有志会の許可を得て、徳之島町の建物に宿泊している。

また、徳之島町の建物の鍵は、その所有者と管理人以外に、当選人と当選人の後援会の会員1名が所持している。

(3) 建物の状況

当委員会が令和元年9月5日に実施した徳之島町の建物における検証の結果は、以下のとおりである。

ア 外観

平屋であり、道路に面した窓には、スローガン、政党ポスター等が掲示されている。

イ 間取

玄関、広間、事務所、台所、和室、倉庫、風呂場、洗面所及びトイレがある。

ウ 家電

テレビ1台、エアコン2台、冷蔵庫1台及び電話（FAX一体型）1台がある。

エ 寝具・衣類

和室に寝具1名分が備わっているが、洋服たんすは存在せず、衣類、靴等は保管されていない。

オ その他

倉庫には選挙運動用自動車の上部に設置する構造物及びスピーカーが保管されている。

(4) 当選人の生活状況

ア 宿泊人数及び日数

当選人から提出された鹿児島県議会議員の政務活動報告書に添付された宿泊施設、航空券、鹿児島市と鹿児島空港間の高速道路の領収書等の写し（以下「領収書等の写し」という。）に基づいて推認することのできる平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下「平成30年度」という。）において当選人が宿泊した市町村及び日数は以下のとおりである。

宿泊市町村	宿泊日数（日）
徳之島町	38
徳之島町（ホテル泊）	2
奄美市	33
知名町	12
与論町	11

和泊町	8
天城町	6
喜界町	6
宇検村	1
瀬戸内町	1
その他県内	4
県外	14
海外	4
鹿児島市	225
計	365

上記によると、平成30年度における当選人の徳之島町の建物における宿泊日数は年間38日と推認されるほか、管理人も、当選人は約5年前から、徳之島町の建物に1人で宿泊することがあり、平成30年度の宿泊日数は年間約30日であると思う旨を証言している。

イ 食事及び洗濯

当選人が調理することはなく、朝食は前日の夜にコンビニエンスストア等で購入した飲食物を食べ、昼食及び夕食は会合等により外食をしている。

また、洗濯機がないため、持参した衣類を使用している。

ウ 郵便物

徳之島町の住所への郵便物は、管理人が経営する会社に転送されており、管理人が郵便物の写真をソーシャルネットワーキングサービス（SNS）等で当選人宛に送信するか、当選人が徳之島町に来た際に直接受領している。

エ 光熱水費

光熱水費は、有志会が負担している。

オ 貴重品の保管

当選人の預金通帳、パスポート、実印及び実印の印鑑登録カードは保管されていない。

カ 新聞の配達状況

新聞は配達されていない。

3 当選人の鹿児島市の住所での生活状況等

鹿児島市の住所においては、以下の点を確認した。

(1) 住民登録

妻は、鹿児島市の住所に平成27年3月1日から住民登録をしている。

(2) 建物の権利関係

鹿児島市の住所にある建物（以下「鹿児島市の建物」という。）は、所有者から当選人が賃借している。

(3) 建物の状況

当委員会が令和元年8月28日に実施した鹿児島市の建物における検証の結果は、以下のとおりである。

ア 外観

マンションの1室であり、特徴的な外観は存在しない。

イ 間取

玄関、リビング、ダイニング、キッチン、書斎、ベッドルーム、風呂場、和室、洗面所、トイレ及びバルコニーがある。

ウ 家電

テレビ2台、エアコン3台、冷蔵庫1台、洗濯機1台、炊飯器1台、トースター1台、電気ポット1台、電子レンジ1台及び電話（FAX一体型）1台がある。

エ 寝具・衣類

ベッドルームにベッドが1台備わっている。

当選人の衣類については、書斎の押入、ハンガーラック等に保管され、靴は玄関の

靴箱に保管されている。

オ その他

書斎には当選人が使用している机、椅子、本棚等があり、仕事関係の書類、書籍、名刺、出張用のスーツケース等が保管されている。

(4) 当選人の生活状況

ア 宿泊人数及び日数

前記2(4)アによると、平成30年度における当選人の鹿児島市の建物における宿泊日数は年間225日と推認されるほか、妻も、当選人は13年前から鹿児島市の住所に宿泊しており、平成30年度における当選人の宿泊日数は年間約220日から230日である旨を証言している。

また、妻は平成23年5月から鹿児島市の建物に居住しており、妻以外の同居人は存在しない。

イ 食事及び洗濯

当選人は、出張、会合等がない日は、妻が作る料理を食べている。

また、当選人の洗濯は妻が行っている。

ウ 郵便物

平成30年度における鹿児島市の住所への当選人宛の郵便物は、確認できなかった。

エ 光熱水費

(ア) 電気料金

平成30年度の鹿児島市の建物における電気料金については、当選人が契約者であり、九州電力株式会社に対して当選人が料金を支払っている。

平成30年度における電気料金の1箇月平均は19,505円であり、これは総務省家計調査報告（2018年平均結果の概要）（以下「家計調査報告」という。）による二人以上世帯（平均世帯人数2.98人）の電気及びガス代の1箇月平均の計15,525円と比較しても上回っており、少なくとも全国の二人以上世帯の家庭生活に必要な電気は使用されていることが確認される。

なお、鹿児島市の建物は、オール電化の設備となっているため、家計調査報告の電気料金とガス料金を合算して比較している。

平成30年度の電気料金の支払い状況については、以下のとおりである。

年月		電気料金（円）
平成30年	4月	17,061
	5月	14,728
	6月	15,914
	7月	14,665
	8月	19,514
	9月	14,191
	10月	13,801
	11月	18,923
	12月	24,326
	平成31年	1月
2月		25,743
3月		22,237
合計		234,056
1箇月平均		19,505

(イ) 上下水道料金

平成30年度の鹿児島市の建物における上下水道料金については、当選人が契約者であり、鹿児島市水道局に対して当選人が料金を支払っている。

平成30年度における上下水道料金の1箇月平均は3,335円であり、これは家計調査報告による二人以上世帯（平均世帯人数2.98人）の上下水道料金の1箇月平均の5,104円と比較すると下回っているが、妻は、当選人の出張が多く1人の生活が長

い旨を証言しており、当選人の鹿児島市の建物における宿泊日数等を勘案すると、使用が少ないとまでは言えない。

平成30年度の上下水道金の支払い状況については、以下のとおりである。

年月		水道料金（円）	下水道使用料（円）	合計（円）
平成30年	4月	4,168	2,948	7,116
	5月			
	6月	3,780	2,666	6,446
	7月			
	8月	4,298	3,042	7,340
	9月			
	10月	3,780	2,666	6,446
	11月			
12月	4,038	2,854	6,892	
平成31年	1月	3,390	2,384	5,774
	2月			
	3月			
合計				40,014
1箇月平均				3,335

オ 貴重品の保管

当選人の預金通帳、パスポート、実印及び実印の印鑑登録カードは保管されている。

カ 新聞の配達状況

南日本新聞と南海日日新聞が配達されている。

4 事業活動

平成30年度において、当選人は会社等の役職に就いていない。

5 政治活動

当選人は、平成19年から鹿児島県議会議員を務めている。

第2 当委員会の判断

1 住所認定及び本件選挙における被選挙権についての解釈

住所に係る法令上の定義としては、民法（明治29年法律第89号）第22条に「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」と規定され、判例では「選挙に関しては住所は一人につき一ヶ所に限定されるものと解すべきである。」（昭和23年12月18日最高裁判所判決）とされている。

また、「選挙権の要件としての住所は、その人の生活にもっとも関係の深い一般的生活、全生活の中心をもってその者の住所と解すべく、所論のように、私生活面の住所、事業活動面の住所、政治活動面の住所等を分離して判断すべきものではない。」（昭和35年3月22日最高裁判所判決）とされている。

本件選挙における被選挙権については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第10条第1項第3号において「都道府県の議会の議員についてはその選挙権を有する者で年齢満25年以上のもの」が被選挙権を有するとされており、同法第9条第2項により「日本国民たる年齢満18年以上の者で引き続き3箇月以上市町村の区域内に住所を有する者は、その属する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されている。

また、同条第3項に「日本国民たる年齢満18年以上の者でその属する市町村を包括する都道府県の区域内の一の市町村の区域内に引き続き3箇月以上住所を有していたことがあり、かつ、その後も引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するものは、前項に規定する住所に関する要件にかかわらず、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する。」と規定されている。

したがって、本件選挙は、鹿児島県の議会の議員を選出する選挙であることから「その属する地方公共団体」の地方公共団体とは鹿児島県であり、本件選挙の被選挙権を有するためには、鹿児島県内のいずれかの市町村に引き続き3箇月以上住所を有している必要がある。

また、本件選挙の執行日は平成31年4月7日であるから、本件選挙の被選挙権を有するためには、同日以前に引き続き3箇月以上、すなわち同年1月7日以前から同年4月7日までの期間（以下「本件期間」という。）に、鹿児島県内のいずれかの市町村に住所を有していなければならない。

2 当選人の住所

当委員会は、認定した事実に基づき、当選人の本件期間における生活の実態を推認の上、当選人の住所について、順次判断する。

(1) 徳之島町の住所について

徳之島町の住所は、当選人の住民票上の住所であるが、当選人は徳之島町の建物について所有権を有しておらず、所有者との間で賃貸借契約を締結していない。

その上、家賃、電気料金及び上下水道料金についても負担しておらず、徳之島町の建物の鍵についても、当選人及び建物の所有者以外に2名が所持している。

また、当選人から提出された領収書等の写しや管理人の証言等によると、平成30年度における当選人の徳之島町の建物における宿泊日数は年間約30日から40日であると推認される。

さらに、徳之島町の建物では、当選人は1人で宿泊しており、調理や洗濯を行わず、新聞も購読しておらず、郵便物も管理人の経営する会社へ転送しているほか、当選人の衣類、靴、預金通帳、パスポート、実印等も保管されていない。

こうした当選人の宿泊の状況、所有物の保管状況等を総合的に勘案すると、徳之島町の建物は、当選人が徳之島を訪れた際に寝泊まりのためだけに使用されており、日常生活を維持する拠点とまでは言えず、徳之島町の住所において自立的かつ継続的に生活していたと認めることはできない。

(2) 鹿児島市の住所について

鹿児島市の住所は、妻の住民票上の住所であるが、当選人は鹿児島市の建物の所有者と賃貸借契約を締結しているほか、家賃、電気料金及び上下水道料金についても全額負担している。

また、当選人から提出された領収書等の写しや妻の証言等によると、平成30年度における当選人の鹿児島市の建物における宿泊日数は年間約220日から230日であると推認される。

さらに朝夕の調理及び当選人の洗濯も妻が行っている。

新聞についても2紙購読しており、鹿児島市の住所に配達されているほか、当選人の衣類、靴、預金通帳、パスポート、実印等も保管されている。

こうした当選人の宿泊の状況、所有物の保管状況等を総合的に勘案すると、鹿児島市の住所が、当選人の全生活の中心であり、生活の本拠であると判断することが相当であると認められる。

3 異議の申出の理由について

申出人らは、当選人が鹿児島市内に居住しながら、大島郡区から立候補したことは違法であり、当選が無効である旨を主張している。

しかし、当選人は、平成31年4月7日の時点で、引き続き3箇月以上、鹿児島県鹿児島市の区域内に住所を有していたと認められるので、当選人が本件選挙において大島郡区から立候補することは適法であり、当選人の当選は有効である。

第3 結論

以上によれば、申出人らの本件異議の申出は、いずれも理由がない。

よって主文のとおり決定する。

令和元年11月8日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

教 示

公職選挙法第207条の規定により、この決定に不服があるときは、当委員会を被告として、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から30日以内に、福岡高等裁判所宮崎支部に訴訟を提起することができる。